

町役場

令和7年度 第3回猪名川町農会長会次第

1. 報告・協議事項

- ① 令和8年産の水田における水稻等作付面積の調査について ····· P 1
- ② 令和7年度経営所得安定対策について ····················· P 4
- ③ 資材・燃料等価格高騰対策支援事業について ············· P 6
- ④ 有害鳥獣・森林里山関連について ····················· P 10

1. 令和8年産の水田における水稻等作付面積調査について

これまで主食用水稻については、国の施策のもと、生産数量目標を定め、一定の制限を行い計画的な作付けが実施されてきたところです。

しかし、平成30年産の作付から生産数量目標の配分がなくなるとともに、米の直接支払交付金（7,500円/10a）の交付が廃止されました。生産数量目標が廃止されることで、数量に縛られることなく米の生産を行うことができることとなります。また、過剰作付けは米価下落を招く恐れがあることを鑑み、動向把握として、来年度の水稻及びそばの作付予定面積の調査を実施させていただきます。

農会長におかれましては、大変お手数をお掛けいたしますが、趣旨をご理解の上ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 調査内容 令和8年産水稻・そば等の農業者別の作付予定面積調査

2. 調査方法 「令和8年産 水稻・そば等の農業者別の作付面積調査表（A3用紙）」に名前の記載がある方を対象に、令和8年産の作付計画面積の聞き取りを行い、その結果を調査票に記入してください（記入例を参考にご記入をお願いいたします）。

※「令和8年産米 作付予定面積について」のチラシを回覧数配布しておりますので、必要に応じて調査対象者に配布してください。

3. 提出期日 令和7年12月5日（金）

4. 提出先 猪名川町農業環境課【FAX可】

5. その他 必ず各農家（農業者）から来年度に作付する面積の聞き取りを行い、その結果を調査票に記入してください。

<問い合わせ先>

猪名川町地域農業再生協議会事務局

（猪名川町地域振興部農業環境課内 担当：田中）

TEL：072-766-8709

FAX：072-766-7725

令和8年産米の作付計画面積調査への協力のお願い

令和8年産米 作付予定面積について



★生産数量目標は平成30年産から廃止され、農業者自らが、需要に応じた生産に取り組むことが必要です！



★需要に応じた米生産をするために・・・

兵庫県農業活性化協議会から「生産目安」が提供されます（12月ごろ）。これは、全国の米の需要見通しと県産米の需要を踏まえて算定し、翌年産米の作付面積や生産数量を示すものとなります。

このような指標などを参考にしながら、売り先・行き先を見据えた作付計画をお願いします。

★水田活用直接支払交付金による支援もご活用ください！

麦・大豆などの戦略作物や地域で設定している産地交付金（そば・野菜等）への助成措置もありますので、作付計画の参考としてください。

【（町）産地交付金 令和7年度】要件：販売農家であること。

助成項目	交付金額	助成項目	交付金額
そば品質確保加算（そば）	15,000円/10a	基本助成（野菜・花き等）	7,000円/10a
推奨作物助成（基幹）（黒枝豆・トウモロコシ・ブロッコリー）	15,000円/10a	担い手支援加算（野菜・花き等）	8,000円/10a
二毛作助成（黒枝豆（早生））	15,000円/10a		
学校給食加算（基幹）13品目	12,000円/10a		

※単価については、追加配分額により変更になる可能性があります。

注意⚠

令和9年度以降も水田活用直接支払交付金の活用を検討されている方は、令和8年度までに1回水稻作付（または1ヶ月以上の水張）が必要となります。

※令和7年度または令和8年度に連作障害を回避する取組を実施した場合は水稻作付・水張を行わなくても交付対象となります。



提出期限:令和7年12月5日(金)

記入例

猪名川町地域農業再生

新規需要米、米粉用米や
飼料用米等にするものを記入。

・そば等の農業者別の作付面積調査表

集落名: ● ●

農会長の皆さんへ【お願い】

農家毎の作付面積は、前回報告分を転記するのではなく、必ず各農家(農業者)から来年度に作付けする面積の聞き取りを行い、その結果を調査票に記入してください。

また、そばの種子の確保も本調査をもって調整をしますので、来年度の作付を計画し、報告してください。

33	川辺											0.0
34	川辺 二郎	30.0	7.4	0.0	0.0	0.0	15.0	7.6	11.6	0.0		0.0
35	川辺 三郎	50.0	15.5	0.0	0.0	13.5	8.7	12.3	23.5	0.0		10.0
	合 計	1300.5	460.5	5.3	10.2	100.7	350.4	373.4	480.7	20.8		90.4

※**耕地(水張)面積**とは**令和7年産**において農業者が権限を有している水田の**水張面積**です。
※**令和8年産**において農地の貸借等を予定されている方は、それらの農地を含めた作付計画を記入してください。

太枠内に翌年度に作付けされる作物の面積を記入して下さい。

作物は、「水稻」「そば」「その他作物(販売目的)」「その他作物(自家消費・保全等)」で分類して下さい。

- 「その他作物(販売目的)」には、出荷される野菜等を作付けされる農地面積について記載してください。
 - 「その他作物(自家消費・保全等)」には、自己保全管理や調整水田を含む農地を示します。自家野菜の作付面積もここに含めて下さい。
作付面積の合計が、左欄の「**耕地(水張)**面積」となるようにして下さい。

2. 令和7年度経営所得安定対策について

① 経営所得安定対策等交付金申請状況（令和7年7月末確定値）

- ・ 水田活用の直接支払交付金 179件（R6年：183件）
- ・ 畑作物の直接支払交付金 1件（R6年：1件）

② 水田活用の直接支払交付金における出荷・販売の確認について

出荷・販売の確認書類については、農家は5年間の保管が必要です。

本町では、交付要件の確認を行うために別表の書類の提出を求めており、町で一括して証拠書類として保管しております。

該当者へは10月30日付で出荷確認書類の提出依頼を郵送しておりますが、集落内の農業者からお問い合わせ等がありましたら、以下の内容について周知をお願いいたします。

集落内の水田活用の直接支払交付金申請者の方へ周知ください。

●水田活用の直接支払交付金を受けるためには出荷確認書類の提出が必要です《別表参考》。

※道の駅以外へ出荷・販売されている場合、早めに書類の準備をしてください。

●確認書類の提出依頼文は10月30日付で送付しています。11月28日（金）までに役場農業環境課へご提出ください。

●販売記録や出荷販売契約書等の任意様式については、町ホームページに掲載しております。
希望される場合は、町ホームページよりダウンロードをしていただくか、役場農業環境課（☎
766-8709）までご連絡ください。

●昨年度より「麦・大豆・そば・なたね」については、申請者において収量の記録等の保管が必要となります。現地確認の結果、近傍の圃場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況と比較して、明らかに収量が低いと判断される場合には、収量の記録の提出が必要となります。また、地域の基準単収を大きく下回る場合は理由書の提出が必要となりますのでご承知おきください。

③交付金支払予定日について

水田活用の直接支払交付金 3月中旬支払い予定（県域設定を含む）

畑作物の直接支払交付金 面積払い11月中旬、数量払い3月中旬 支払い予定

別表 水田活用の直接支払交付金の交付に必要な出荷記録及び生産記録の書類について

出荷先	出荷記録
道の駅いながわ	提出不要 ※ご家族の名前で出荷している等の理由で、交付金申請農業者名と道の駅の出荷者名が一致しない場合、道の駅への出荷を確認できませんので、交付金申請農業者名での出荷をお願いします。
量販店・市場等 (阪急オアシス・イオン等)	出荷・販売が確認できる書類 (販売伝票、出荷販売契約書の写し等)
無人販売所	①販売を確認できるもの(陳列の様子の <u>写真</u> など) ②販売記録(売上整理の帳簿の写しなど)【任意様式】
知人・友人 (金銭の授受を伴う)	①出荷販売契約書【任意様式】 ②販売記録(数量等記録)【任意様式】

※販売記録、出荷販売契約書等の任意様式については、町ホームページにも掲載しております。
必要な方は町ホームページよりダウンロードしていただきか、町役場農業環境課までご連絡ください。

<町ホームページQRコード>



左記のQRコードより、ダウンロード可能です。

※加工品の販売者は、別途「自家加工販売(直売所等での販売)実績報告書(参考様式2)」の提出が必要です。
該当される方は、町役場農業環境課までご連絡ください。

3. 資材・燃料等価格高騰対策支援事業について

昨年度から続いております農業用資材及び農機具燃料等の価格高騰を受け、別添のとおり「資材・燃料等価格高騰対策支援事業（第3弾）」を創設しました。つきましては、対象者の方に資料を配布いただくとともに、申請書類の回収についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（資料は「資材・燃料等価格高騰対策支援事業」と記載した茶色封筒に封入しております）。

記

1. 対象者

水稻作付者もしくは野菜等販売農家（名簿に氏名の記載がある方）

2. 配布・回収方法

- ①別添の名簿に氏名の記載がある方へ、「通知文」「チラシ」「申請書兼請求書」「提出用封筒」を配布してください。
- ②農会長で任意の提出〆切日を定めていただき、申請書類を配布した方から書類の回収をしてください。
- ③回収した申請書類を町役場へ12月22日（月）までに提出してください。

3. その他

- ・万が一、対象者に漏れ落ち等がある場合は、至急役場へご相談ください。
- ・別添名簿の備考欄に「出荷伝票必要」と記載のある方には、出荷伝票を提出いただくようお伝えください（出荷伝票が無い場合は、申請の対象外となります）。

<問い合わせ先>

猪名川町地域農業再生協議会事務局

（猪名川町地域振興部農業環境課内 担当：田中）

T E L : 072-766-8709 F A X : 072-766-7725

資材・燃料等価格高騰対策 支援事業(第3弾)

給付金の概要



農業用資材及び農機具燃料等の価格が依然として高騰していることから、これらの影響を受ける農家の経営を支援するため、①水稻作付者及び②野菜等の販売農家に対し、一律10,000円(認定農業者等の担い手については、一律20,000円)を支給します！

対象者

令和7年12月22日時点で以下の要件を満たす方
(いずれか1つの要件を満たしていれば対象となります)

- ① 水稻作付者
- ② 野菜等販売農家

出荷販売は12月
中旬までに！

※同一世帯につき1回のみの申請可。

※対象者につきましては、営農計画書（野帳）及び水田活用直接支払交付金の申請情報に基づき、あらかじめ役場でお調べし、案内を作成しております。万が一、漏れ落ち等がある場合は、役場へご相談ください。

給付金額

対象者1人につき一律

1万円

※認定農業者・認定新規就農者・農業法人は一律 2万円

申請方法は裏面へ

給付金の申請方法

申請期間

2025年11月19日（水）～12月22日（月）

※申請期間を過ぎますと、受付できない場合があります。お早目にご提出ください。



申請書類

- ① 申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 振込先確認書類（口座名義等が記載された通帳見開き頁のコピー）
- ③ 出荷伝票 ※該当者のみ（9月末時点で道の駅への出荷が確認出来なかった方）

※振込先口座の記入間違いにご注意ください。

※宮農計画書（野帳）と申請者が異なる場合は、続柄を記入してください。

申請方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。

- ① 農会所属の方 農会長へ提出



注1) 農会で取りまとめの上、提出していただきますので、同封の返信用封筒に封入し、農会長へお渡しください。

注2) 農会から町へ12月22日（月）までに提出してください。

- ② 農会外の方 郵送もしくは役場窓口へ提出

【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会（猪名川町役場農業環境課内）
電話：072-766-8709（平日8:45～17:30）
住所：猪名川町上野字北畠11-1

様式第1号（第6条関係）

資材・燃料等価格高騰対策支援事業給付金支給申請書兼請求書

令和 年 月 日

猪名川町地域農業再生協議会長 宛

住 所 _____

申請者氏名 _____

※案内者氏名（當農計画書の氏名）と申請者が異なる場合は、以下に案内者の氏名と続柄を記入してください。

案内者氏名 _____ (続柄： _____)

電話番号 —————

資材・燃料等価格高騰対策支援事業業務方法書第6条第1項の規定に基づき、下記の通り申請（請求）します。

1 給付対象要件及び申請（請求）金額（該当区分にレ点を記入してください）

- 認定農業者、認定新規就農者、農業法人 金 20,000円
 その他（水稻作付農家、野菜等販売農家） 金 10,000円

※事務局で該当区分を確認の上、振込させていただきます。

2 振込先口座（※法人の場合は、法人又は代表者名義の口座に限る）

金融機関名 (ゆうちょ除く)			農協・銀行 金庫・信組	支店名			本店・支店 本所・支所 出張所		
口座種別	普通	当座	口座番号 (右詰めで記入)						
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※欄にご記入ください。		0	通帳番号 (右詰めで記入)		-			
	1		*						
(フリガナ)									
口座名義人									

◇添付書類◇

振込先の通帳等のコピー（金融機関名・支店名・口座番号等がわかるもの）

地域協議会 記入欄 (記入不要)	受付	審査	入力	振込処理	支給日

〈令和8年度 有害鳥獣対策にかかる 国庫補助事業の希望について〉

事業メニュー

- ・電気柵 設置補助金
- ・ワイヤーメッシュ柵 設置補助金

注意事項

- ① 国の補助金を活用するため、現時点では令和8年度に予算がどれだけ措置されるのかは不明です。事業を実施できない場合もあります。
- ② 電気柵やワイヤーメッシュ柵の資材購入・設置について、国の交付決定が令和8年秋頃になるため、その後、町が資材を購入し、その資材を農会に提供、各農会で設置(令和9年2月末までに設置完了)していただく流れとなります。
- ③ 令和7年度の実績によりますと、電気柵およびワイヤーメッシュ柵に係る費用の約60%は国の補助金が適用されます。残りの約40%は農会（もしくは設置ほ場の所有者）に負担していただきます。町単独の補助金は、個人設置でも対象となりますが補助率は1/2です。
- ④ 国の補助金を活用する要件として、電気柵1匁いあたり3戸以上の受益者の農地を囲むこと、費用対効果（被害作物、被害率、面積など）の算出を行うことなど、各種条件を満たすことが必要となります。
- ⑤ 補助金を活用して設置した電気柵等は、耐用年数(8年)が経過するまでは、管理協定のもと適正に管理し、定期的に状況の報告を行ってください。
- ⑥ 補助金の活用を希望される農会は、上記の事項を了解のうえ、農業環境課・有害鳥獣担当までご相談ください。詳細を説明させていただきます。
その後、農会内で調整をいただき、令和7年12月23日（火）までに設置箇所、延長等をご報告ください。

【お問い合わせ先】

猪名川町役場農業環境課 有害鳥獣担当
〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1
TEL : 072-766-8709
FAX : 072-766-7725

箱わな購入助成事業について

(シカ・イノシシ用)

現在、町より貸出している「箱わな」は、有害鳥獣対策を目的に国庫補助金で購入しているため、狩猟期間中（11月15日～翌年3月14日）の使用は出来ません。農会で購入すれば猟期中も含めて1年を通じて捕獲が可能となります。

なお、この助成事業は来年度以降見直しさせていただく予定ですので、「毎年の組み立てや返却に手間かかる」、「狩猟期間中もイノシシやシカを捕獲したい」とお考えの農会は、当事業の利用をご検討ください。

【対象者】

- 町内の各地区農会（農会長名で申請ください）

【補助対象経費と補助金額】

- シカ・イノシシ用の箱わな購入に要する経費
- 購入費用の1／2（最大5万円）

【申請のながれ】

- 見積書やカタログなどの書類を添付のうえ補助金交付申請書を提出し、町の交付決定を受けてから購入
- 必要書類を添付して購入等の実績報告の後、補助金が入金

【注意】

- * 箱わなの運用は狩猟免許所持者に限ります
- * 狩猟期間中は、町の有害鳥獣の回収処理はできません

詳しくは農業環境課までご相談ください

【連絡先】

猪名川町地域振興部農業環境課 有害鳥獣担当
〒666-0292 猪名川町上野字北畠11-1
TEL: 072-766-8709
FAX: 072-766-7725

薪としいたけ原木 買い取りのおしらせ

～猪名川町森林組合～

人と自然に優しい薪による暖房が見直されて、薪の需要が高まっています。猪名川町森林組合では薪等の原木の買い取りと薪の製造販売を行っています。

しいたけ原木についても下記のとおり、一定条件を満たす搬入について買い取りを行っていますのでご利用ください。



【薪（まき）】

① 買い取り対象となる樹種

- ・買い取る原木は、猪名川町内産ナラ・クヌギのみです。
町外産の原木やその他広葉樹や針葉樹は買い取りできませんのでご了承ください。
- ・買い取りを希望される場合は、連絡のうえ町のクリーンセンター（楓並）内の森林組合作業所まで搬入をお願いします。

樹種	ナラ・クヌギ	規格（長さ）
原木価格	4円～7円/kg	2m以内
玉切価格	9円/kg	36cmに玉切

② 買い取り期間

通年（12月～3月までの期間が望ましい。）

③ 搬入日

平日（土日、祝日、年末年始を除く）の午前9時～午後4時の間
搬入される際は、事前に森林組合まで連絡をお願いします。

【しいたけ原木買い取り事業、台場クヌギ創造事業（新設）】

① しいたけ原木買い取り事業

- ・しいたけ原木（直径7.5cm～15cm）を伐採し、森林組合へ搬入可能な山林所有者等。（200本以上で400本以下の原木が補助対象となります。それ以外の本数は補助対象外です。）
- ・伐採した原木を直接販売される方も対象とさせて頂きます。
- ・買い取り価格 300円/本（上限価格。補助金込み）

② ※台場クヌギ創造事業（新設）※

- ・シカ害から自然萌芽を守る為、地上から170センチ以上の高さでしいたけ原木の伐採された場合、台木1本あたり2,000円を支払います。

③ 申請書類

- ・森林の伐採届出書、台場クヌギ創造・しいたけ原木伐採奨励事業申請書にご記入のうえ、森林組合にご提出ください。（上記申請書は森林組合事務所にあります。）
- ・事業完了後に、切ったしいたけ原木の数、又は高切りした台木の数と高さが確認できる写真、伐採場所の地図及び写真の提出が必要です。

④ 申込書提出先及びお問合せ先 猪名川町森林組合事務所

電話：072-766-3026 FAX：072-766-7725

不在時は、仲井（携帯）：090-4901-6581まで

ペレット用の木材を上限7円/kgで買い取ります



ペレット



●木質ペレットとは？

木質ペレットとは樹木を原料とし、ペレットストーブやペレットボイラーの燃料として使われています。すでに、本庁舎等のペレットストーブやペレットボイラーで、町内産の針・広葉樹等（松以外）を原料としたペレット燃料を使用しています。

●ペレットストーブとは？

本庁舎や生涯学習センター、ゆうあいセンターなどに設置されているストーブで、化石燃料を使わない、地球に優しい燃料を使っています。燃料は自動で供給されますので、10 kg（1袋）のペレットを入れておけば、10時間ほど燃え続けます。

薪ストーブと同様に、炎を見ながら暖をとることができますし、燃料が自動で供給される手軽さから、町内でも少しずつ普及しています。

ペレットストーブ



●いつ・どこに持って行けばいいの？？

町クリーンセンター内の森林組合作業所で受け入れており、持ち込まれた木材は森林組合が買い取り・製造を行います。受け入れは通年ですが、持ち込む前に森林組合（TEL:766-3026）に連絡し、不在時は仲井（携帯：090-4901-6581）までご連絡下さい。その際に持ち込み日を調整してください。

●買取価格・規格は？

上限が7円/kgで森林組合が買い取ります。木材の重量は、町クリーンセンター入口の計量器で量ります。

原則として、口径15~20cm、長さ最大2mまでの楠（クスノキ）以外で、ナラ・クヌギ・杉・桧などのその他雑木とします。その他雑木の種類については、森林組合までお問い合わせください。

鳥獣被害防止柵の購入経費の一部を補助する補助金が残りわずかとなりました

- ・補助事業の内容や手続については、下記の内容をご確認いただき、農業環境課までお問合せください。
- ・まだ、予算がありますので、積極的に活用してください。

【補助事業の内容】

①補助の対象者（以下全ての要件を満たす方）

- ・町内に住所を有する農業を営む個人又は法人であり、現に農作物被害を受け、または受ける恐れがあること。
- ・獣害防止柵を設置しようとする所有農地等で農作物を栽培していること。（ただし、出荷の有無によって補助上限額が異なります）
- ・町税の滞納がないこと。
- ・同一年度において、本人または同一世帯人等が、この補助金を受けていないこと。
- ・過去8年以内に、同一農地で本事業または国・県等の補助を受けていないこと。
※ただし、農地の防護機能を高めるために、他の種類の防護柵を組み合わせる場合は、この限りではありません。

②補助の対象

- ・電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵の購入に要する経費

③補助金額

- ・購入費用（税抜）の1／2

個人（出荷もしくは出荷予定の場合）：最大5万円（法人は最大10万円）

個人（出荷しない場合）：最大3万円

④利用（申請）の手續

必ず資材購入前に申請手續が必要です。

【設置期限】令和8年3月31日（火）まで

※ 農業環境課窓口でのみの受付となります。

【問い合わせ先】

猪名川町 農業環境課 有害鳥獣担当

TEL：766-8709

FAX：766-7725

補助率2／3

猪名川町危険木伐採支援事業補助金 危険木伐採等の費用を補助します

補助金が残りわずかとなりました。まだ、予算がありますので、積極的に活用してください。

1 事業の概要

住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護するため、町内の危険木の伐採等を行うものに対し、費用の一部を補助します。

2 対象となる危険木

森林法第2条第1項に規定する森林内にある**胸高直径20cm以上かつ樹高5m以上**で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある住宅その他の建物等に損害を与えるおそれのある樹木をいいます。

3 補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、以下に掲げる者とします。

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木の倒木により被害を受けるおそれのある住宅等の所有者又は管理者で、危険木を所有する者から事業実施の承諾を受けている者に限ります。

※ただし、(1)と(2)が同一若しくは生計が同一である場合は対象外とします。

4 補助金の対象経費

危険木の伐採等（ただし、伐根は除く。）に要する経費とします。

5 補助金の額等

対象経費の**3分の2以内で、30万円を上限**とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※ただし、予算で定めた額の範囲内となります。

※補助金の交付は、1人（その生計同一者を含む）につき1年度内において1回限りとします。

6 事業の流れ

事業実施前にご相談ください！

事業実施後は、申請を受付できませんのでご注意ください

- (1) 農業環境課に連絡
- (2) 伐採事業者への相談・見積
- (3) 町へ「補助金交付申請書」を提出
- (4) 町より交付決定通知書を送付
- (5) 伐採請負契約・工事着手（伐採届が必要な場合は最短30日後になります。）
- (6) 伐採完了後に町へ「実績報告書」「補助金請求書」を提出
- (7) 町より補助金交付

問い合わせ・お申込み

猪名川町役場農業環境課 森林・里山担当

電話：072-766-8709

メール：nougyo@town.inagawa.lg.jp